

## とちぎスポーツ医科学センター運営委員会規程

### (総 則)

第1条 公益財団法人栃木県スポーツ協会定款第4条の規定に基づき、とちぎスポーツ医科学センター(以下「医科学センター」という。)の能率的かつ適正な管理運営を図るため、とちぎスポーツ医科学センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設ける。

### (目 的)

第2条 この委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 医科学センターの運営に関すること
- (2) スポーツ医科学に基づく指導及び相談に関すること
- (3) 関係機関・団体との連携調整に関すること
- (4) その他医科学センターの運営及びサポート業務のために必要と認める事項

### (組 織)

第3条 この委員会は、次の委員をもって構成し、公益財団法人栃木県スポーツ協会理事長が委嘱する。その数は20名以内とする。

- (1) スポーツ医科学に関する有識者 若干名
- (2) スポーツ競技団体に携わる有識者 若干名
- (3) その他体育・スポーツ分野に携わる関係者 若干名

### (役員及び委員の任期)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出し理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故または欠けたとき、その職務を代行する。
- 4 委員及び役員の任期は3年とする。補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者の任期とする。ただし再任を妨げない。
- 5 委員は、その任期満了後においても、後任の就任までその職を行う。

### (委員会)

第5条 この委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、運営委員会の議事に関係する者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 この委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催し議決することができない。
- 4 この委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

### (遵守事項)

第6条 医科学センターの長は、委員会の意見を十分尊重して、管理及び運営にあたらなければならない。

### (守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た機密事項を、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

- 2 委員会に関する事務は、医科学センターにおいて行う。

附 則 1 この規程は、令和2年8月1日から施行する。